

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松風会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事、監事）、評議員及び第三者委員の報酬の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬の額)

第2条 当法人の役員・評議員及び第三者委員には下記の報酬を支給する。

理事・監事・評議員 年額 100,000 円

第三者委員 年額 30,000 円

役員・評議員については一律年額 100,000 円の報酬とし、理事会・評議員会の出席についてはその都度報酬は支給しない。

ただし理事が評議員会に出席する場合及び役員・評議員が当法人の業務に係る各監査や研修に参加する場合には上記 100,000 円とは別に日額 10,000 円を支給する。

(支給日)

第3条 役員・評議員の報酬（年額 100,000 円）支給は、12月に開催する理事会・評議員会で現金にて 75,000 円（4月～12月対応分）を支給し、3月に開催する理事会・評議員会で現金にて 25,000 円（1月～3月対応分）を支給する。理事長の報酬（年額 200,000 円）支給は、12月に開催する理事会で現金にて 150,000 円（4月～12月対応分）を支給し、3月に開催する理事会で現金にて 50,000 円（1月～3月対応分）を支給する。

各監査や研修に参加した報酬（日額 10,000 円）は、参加した当日に支給する。第三者委員についても業務に従事した当日に現金で支給する。また毎会計年度途中で選任・解任された役員・評議員の報酬（年額 100,000 円）については、下記の在任期間に応じて支給する。

1ヶ月以上4ヶ月未満	1 / 4
4ヶ月以上7ヶ月未満	2 / 4
7ヶ月以上10ヶ月未満	3 / 4
10ヶ月以上12ヶ月未満	4 / 4

(退任慰労金)

第4条 退任役員・評議員に対する退任慰労金の金額は、在任期間1年につき10,000円を在任期間の年数を乗じて算出した金額を退任した時点において現金にて支給する。

在任期間の計算は、役員就任日を起算として、1年に満たない端数月は6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

(出張時の費用弁償)

第5条 役員・評議員が当法人に関する職務のため出張したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する額及び方法等については、社会福祉法人松風会旅費規程を準用する。

(重複支給の禁止)

第6条 理事でありかつ、社会福祉法人 松風会 障害者支援施設光祐の里の給与規程の適用を受ける者が、この規程の適用を受ける理事を兼ねるときは、役員として受けるべき報酬は支給しない。

(控除)

第7条 報酬の支給にあたり、法定の源泉所得税を控除する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会に決議を経て、別に定める。

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成28年11月21日改正、平成29年4月1日から施行する。
ただし第4条については平成28年12月1日から施行する。
2. 役員報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。
3. この規程は、平成29年10月1日より施行する。
4. この規程は、平成31年4月1日より施行する。
5. この規程は、令和4年10月1日より施行する。